

2019 April

4

No.830

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 多布施川

今月の記事

●日本年金機構

- ・4月は採用、転勤の多い時期です。忘れないよう届出をしましょう 2
- ・「学生納付特例制度」をご存知ですか 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・受診しよう!生活習慣病予防健診 4~5

●佐賀県社会保険協会

- ・4・5月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・働き方改革 7

- ・年金相談窓口開設等 8
- ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書類送付先について 8

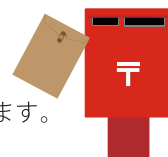
適用関係届書 送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



4月は採用、転勤の多い時期です。 忘れないよう届出をしましょう。



新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

資格取得届 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届出をお願いします。

■資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

■個人番号(基礎年金番号)

個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号を記入してください。

■報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます。(食事や住居などの現物支給も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則記入をしないようお願いいたします。(コンピュータシステムにより被保険者番号の自動払出を行っているため。)

3親等内の親族は健康保険の被扶養者になることができます

被扶養者(異動)届

■被扶養者の追加

被扶養者がいる新入社員が健康保険に加入したときや被扶養者が増えたときは、被扶養者の認定を受けた後、健康保険の被扶養者となります。

なお、認定を受けるためには収入要件や同居要件などの審査があります。

■被扶養者の削除

被扶養者が就職・離婚・死亡・75歳到達等の理由により被扶養者でなくなる場合は、被扶養者から削除する届出をお願いします。

※扶養削除日について

被扶養者(異動)届の「被扶養者でなくなった日」欄について、就職による場合は「就職した日」、離婚の場合は「離婚した日」、死亡の場合は「死亡日の翌日」、75歳到達の場合は「75歳の誕生日」を記載してください。

■被扶養者の変更(訂正)

被扶養者の氏名・性別・続柄・生年月日等に変更(訂正)があった場合は、そのお届けをお願いします。



転勤や引越しなどにより住所が変わったとき

住所変更届

被保険者や国民年金第3号被保険者について、住民票の異動情報から年金記録の氏名・住所の情報を更新することとなっているため、事業主様からの住所変更届等の提出が原則として不要となりますが、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない被保険者、海外居住者および短期在留外国人等の方については、引き続き住所変更届等の提出が必要となります。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

POINT1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部免除）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか審査いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで審査することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得が無い場合は学生納付特例の対象となります。

ご注意！ 学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。



POINT2 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（「子のある配偶者」と「子」）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金	（受給資格期間）	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
	年金額に反映	○ 算入されます	× 算入されません	× 算入されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

2019年4月分 保険料の納付期限は **2019年5月31日（金）** です。

■ 受診しよう!生活習慣病予防

3月中旬に、事業所様宛に生活習慣病予防健診のご案内や申込書等を送付
ご案内と一連のお手続きをよろしくお願いいたします。年に1度は健診を受け

● 生活習慣病予防健診申込から受診までの流れ

緑色の封筒が目印!



毎年3月に協会けんぽ
から事業所様宛に健診
の案内が届きます。

受診希望の 確認

内容等を確認し、対象者
(※)に受診を勧めてくだ
さい。
※対象者(35歳～74歳の方)

インターネット上で従業員の健診の申し込みをまとめて行うことが
ご利用には協会けんぽが発行するユーザーIDとパスワードが必要で

予 約

健診機関に予約します。
受診者が予約してもかま
いません。

申込書

申込書を記
んぽにご提出
診が決定した
提出してくだ

特定保健指導

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあるこ
保健指導は、保健師など専門家のサポートを受けなが

生活習慣病予防健診 Q & A

Q. 35歳未満の加入者は生活習慣病予防健診の一般健診を受診できますか?



協会けんぽからの補助を受けて受診することはできません。
ただし、年度内に35歳に到達する方は受診できます。
(35歳未満の方は事業主様が実施する定期健康診断を受診することになります。)

Q. 申込書に印字されていなくても、健診対象年齢に該当する被保険者(ご本人)で
あれば受診できますか?



受診できます。申込書には2019年1月10日までに加入の手続きが完了して
いた方が印字されています。印字されていない受診資格がある被保険者
(ご本人)様については、空欄に記入していただくか、別途「手書き用申込書」
を使用して協会けんぽにお申込みください。

健診についてのお問い合わせ：0952-27-0615 (保健グループ) 受付時間 / 平日8:30～17:15



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

健診

しています。事業所様におかれましては、対象の方へ
で、健康状態をチェックしましょう！



の提出

入し、協会けんぽへ提出してください。受診の方から順次渡します。

受診準備

受診日近くになると健診機関より「検査キット」等が届きます。受診者に渡します。

受診



結果通知

健診機関から結果が届きます。受診者に渡します。

できます（健診機関へは別途、日程のご予約が必要です）。
です。詳細は協会けんぽホームページの「インターネットサービス」のバナーよりご確認ください。

とが判明した場合、協会けんぽまたは委託機関から保健指導のご案内をお届けします。
ら生活習慣を改善できる絶好の機会です。**無料**ですので、ぜひ活用しましょう！

生活習慣病予防健診を利用されていない事業主様へ

生活習慣病予防健診はお得がいっぱいです!!
従業員の皆様の健診を「生活習慣病予防健診」に切り替えませんか？

県内約6割の
事業所様が
ご利用中!!

お得1 健診費用がお得です！

年度内にお一人様1回、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。健診費用の約6割が補助（一般健診の場合）
されますので、大変お得な健診となっています。
※（ ）内は、消費税率が10%へ変更された場合の最高額です。

一般健診(最高額)

18,522円
(18,865円)

協会けんぽ補助額(最高額)

11,484円
(11,696円)

自己負担額(最高額)

7,038円
(7,169円)

お得2 年に1度の定期健診に置き換えができます！

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の一般的な内容を満たしているため、定期健康診断としてご利用いただけます。

お得3 胃・大腸など、主な「がん検診」もセットで充実！

協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診には、国が定める5種類のがん検診がすべて含まれています。

男女共通 胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診

女性のみ 乳がん検診・子宮頸がん検診



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





2019
年度

社会保険事務講習会のご案内

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に
算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。
【初級編】

『高齢継続雇用給付、 在職老齢年金制度の解説』

60歳以降の高齢者雇用に関する諸制度について学びます。

地 区	2019年	会 場	地 区	2019年	会 場
唐津会場	4月17日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	佐賀会場	5月15日(水)	メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40)
佐賀会場	4月18日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	鳥栖会場	5月16日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄会場	4月19日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	武雄会場	5月17日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	4月24日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	唐津会場	5月20日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
講師●社会保険労務士			講師●社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

4月…主に新しく社会保険の事務担当になられた方 5月…社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成30年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『新任担当者のための適用実務』 (唐津・佐賀・武雄・鳥栖)会場 2019年 年 月 日()	『高齢継続雇用給付、在職老齢年金制度の解説』 (佐賀・鳥栖・武雄・唐津)会場 2019年 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号() -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

働き方改革

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。



主な改正事項と施行期日

【雇用対策法改正】2018.7.6 公布・施行

- 働き方改革に関する基本的考え方を明らかにするとともに、国が改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本指針」を定める

【労働基準法改正】2019.4 施行

- 時間外労働の上限規制の導入
適用猶予(5年):自動車運転業務、建設事業、医師、鹿児島・沖縄の砂糖製造業
適用除外:新技術・新商品等の研究開発業務
- 年次有給休暇の確実な取得のため、年5日は使用者が時季指定して付与
- 高度プロフェッショナル制度の創設
- フレックスタイム制の見直し(清算期間の延長など)

【労働安全衛生法改正】

- 労働時間の状況の把握の義務化
- 産業医等の機能強化

【労働時間等設定改善法改正】

- 勤務間インターバル制度の導入(努力義務)



【労働基準法改正】2020.4 施行

- 時間外労働の上限規制の導入(中小企業)

【パートタイム労働法、労働契約法改正】

- 短時間・有期雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止
- 労働者の待遇に関する説明義務の強化
- 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備

【労働者派遣法改正】

- 派遣労働者と派遣先の労働者との不合理な待遇の禁止
- 派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化
- 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備

【パートタイム労働法、労働契約法改正】2021.4 施行

- 短時間・有期雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止(中小企業)
- 労働者の待遇に関する説明義務の強化(中小企業)
- 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備(中小企業)

【労働基準法改正】2023.4 施行

- 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする中小企業に対する猶予措置を廃止

※中小企業者の定義(中小企業庁ホームページより)

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2019年5月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7 鹿島市役所 第2庁舎(予約) 年金事務所 延長相談19時まで	8 有田町役場 (東庁舎) (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (予約)
12	13 年金事務所 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 年金事務所 延長相談 19時まで	21 鹿島市役所 第2庁舎 (予約)	22	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 年金事務所 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30	31 伊万里市役所 (予約)	

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所第2庁舎	第1・3火曜日 10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております
ので、希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集中して行っております。

そのため、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

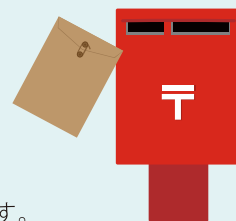
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55
A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。



※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



当協会ホームページのトップページをリニューアルしました。少しでも多くの人に社会保険協会の事業を知っていただくためにネットを活用しない手はない。何を今頃?という感否めませんが、動く画像を取り入れてみたり、イカの眼力に頼ってみたり、コラム「晴歩雨読」を加えてみたり、と工夫をしてみましたので、ご用とお急ぎでない人はちょっと覗いてみてください。(山)